

## あま市創業促進支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において新たに創業する者の負担を軽減することで、創業を促進し、地域経済の活性化及び地域の賑わいを図るため、予算の範囲内において交付するあま市創業促進支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第30項第1号及び第2号に掲げる行為をいう。
- (2) 事業所等 事務所、店舗、工場その他の事業の用に供する建物（仮設のものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所等を設置し、創業を行おうとする者
- (2) 法第127条第1項に規定する創業支援等事業計画に基づき創業支援事業者が実施する創業支援セミナー、創業塾、経営指導等を受講し、市から受講を修了したことについての証明書（以下「認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明」という。）の発行を受けた者。
- (3) あま市商工会に加入する意思がある者
- (4) 許可又は認可を要する事業を開始する場合にあっては、当該許可又は認可を取得し、又は取得する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 他の者が行っていた事業を承継して創業を行おうとする者
- (2) フランチャイズ方式により創業を行おうとする者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的として創業を行おうとする者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行おうとする者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) 過去にこの補助金の交付を受けている者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

創業に要する経費（消費税及び地方消費税相当分を含む。）のうち、別表に掲げるものとする。

2 補助対象経費は、補助金の交付の決定を受けた日から当該日の属する年度の2月末日までの期間に支出された経費に限るものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額又は20万円のいずれか低い額とする。ただし、法人登記等に係る補助対象経費は10万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の1月末日までに、あま市創業促進支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) あま市創業促進支援補助金補助事業計画書（様式第2号）

(2) 補助対象経費の内容が確認できる見積書

(3) 事業所等の改装費に係る補助金を請求する場合は、工事の着工前の写真

(4) 市税の滞納がないことを証する書類

(5) 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、あま市創業促進支援補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、あま市創業促進支援補助金変更承認申請書（様式第4号）に第6条各号に掲げる書類（当該内容の変更に係るものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の決定に影響がないものと認められる軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助事業の内容の変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、あま市創業促進支援補助金変更承認決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 交付決定者は、補助事業を中止しようとする場合は、あま市創業促進支援補助金補助事業中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、あま市創業促進支援補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費の領収書の写し
- (2) 事業所等の改装費に係る補助金を請求した場合は、補助事業の完了後の写真
- (3) 開業届又は登記事項証明書の写し
- (4) 許可又は認可を要する事業を開始した場合にあっては、当該許可又は認可を受けたことを証する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、あま市創業促進支援補助金額確定通知書(様式第8号。以下「確定通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、あま市創業促進支援補助金交付請求書(様式第9号)に確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(決定取消し及び返還)

第13条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適切であると認めたとき。

(帳簿等の備付け)

第14条 交付決定者は、当該補助事業等に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他当該補助事業等の実施の経過を明らかにする必要な書類を、補助事業の終了後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

| 項目         | 補助対象経費                                  | 対象対象とならない経費  |
|------------|---|--|
| 広告宣伝費      | 広告宣伝費、パンフレット作成費、ホームページ製作費等              | 創業に係る広告宣伝費であると限定できないもの（切手、封筒等の購入費用）                                    |
| 事業所等の改装費   | 内装工事費、外装工事費、デザイン設計費、商標等の看板制作費等          | 市街化区域外に所在する事業所等の改装に要する費用、事務所等と住居を兼用する建物で、それらを明確に区分することができないものの改装に要する費用 |
| 法人登記等に係る費用 | 定款の認証手数料、定款の登録免許税、定款の謄本手数料、司法書士等への委託報酬等 | 収入印紙代、官公署へ対する印鑑証明書等各種証明類の取得費用  |